

# 投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 危険物乾燥設備における危険物濃度の規制緩和	..... 1
2 - 現在小屋根(屋根裏部屋)の室内高さは1.4m以内となっているのを三角屋根の住宅の小屋根に限り1.9~2.0mまで容認又は拡張願いたい。	..... 2
3 - 電子納税の改善について	..... 2
4 - ツーリストモデルのインターネット販売再開を求める要望	..... 3

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 2月5日	27年 3月12日	危険物乾燥設備における危険物濃度の規制緩和	<p>危険物乾燥設備について、安全性を確保した上で、乾燥に伴って発生する危険物の濃度の爆発下限値の規制を「30%以上とならないようにすること」から「50%を超えないようにすること」に緩和すべきである。</p> <p>【要望理由】</p> <p>現行制度では、「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」(昭和52年12月27日基発第695号)において、「危険物乾燥設備については、換気装置を設け強制換気を行う等により、乾燥に伴って発生する危険物の濃度が爆発下限値の30%以上とならないようにすること。」と定められている。これに対し、米国では、NFPA86(Standard for Ovens and Furnances)の中で、原則として「爆発下限値の25%以上とならないようにすること。」と規制されているが、「乾燥設備の過熱システムに異常があった際に警告を鳴らして停止させるコントロールシステムが設置され、当該システムによって危険物濃度が爆発下限値の50%を超えないよう追加的な換気装置が調整されている」場合には、危険物濃度を爆発下限値の50%にまで規制値が緩和されている。下限値100%に達しなければ爆発が起こることはなく、爆発下限値50%を超えた場合に速やかに停止するシステムが設置されていれば、安全性に支障は生じないと考えられる。我が国企業の国際競争力を確保する観点から、安全性確保措置を講じることを条件に、米国と同様、「爆発下限値50%を超えないようにすること。」と規制を緩和すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
2	27年 1月14日	27年 3月12日	現在小屋根(屋根裏部屋)の室内高さは1.4m以内となっているのを三角屋根の住宅の小屋根に限って1.9~2.0mまで容認又は拡張願いたい。	<p>2013年7月上旬に規制改革を要望いたしましたが、改めて再提案をさせていただきます。その後、分った事として小屋裏は床巾の1/8以下であれば天上高さ1.4mを超えてもよろしいとの但し書き(当然一般の居室の天上高さ2.1m以下と理解しています)が付いている様であります。多分その部分を大人でも立居姿勢で歩行可能にしようとの思いが有ったものと考えます。但し、私の問題にしている小規模住宅の小屋裏の床巾はせいぜい2間程度だと考えます。仮に2間だとすると、2間×1/8=1.5尺≒45cm、で歩行が不可能ではありませんが實際上歩行は容易ではないと思います。従って規制を緩和しているようですが実際は実用不可能な内容だと思います。</p> <p>そこで私と致しましては、此の規制緩和の気持を少しだけ大きくして頂き、例えば1/8を1/2但し最大1間以内として頂ければ、元の提案書の図面の追記部分の如くになり断面形状が台形的ではありますが、居室としては充分ではありませんが、準居室として充分活用可能なレベルとなります。1/2は大き過ぎるとか、最大1間も大き過ぎるとの議論も有ろうかと思いますが、この程度まで規制緩和を計って頂ければ準居室として屋根裏を有効に活用出来、日本の小規模住宅にも多少なりとも”ゆとり”を与える事が出来、又エコとしての価値も大であります(別添参考資料参照)。</p> <p>(尚端の高さは90cm≒3尺程度になっても利用価値が余り下りません。)</p>	個人	国土交通省
3	26年 2月8日	27年 3月12日	電子納税の改善について	<p>電子納税(e-Tax)では、現在は勤務先から交付される源泉徴収票や証券会社から交付される特定口座年間報告書は電子交付されたものを印刷して証憑として使用することが認められておらず、確定申告する人は電子交付ではなく紙で交付してもらわないといけない。電子化を推進するために、証憑も電子交付書類の使用(印刷したものを保存するか、電子データで保存)を認めるよう改正していただきたい。</p>	個人	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	27年 2月24日	27年 3月12日	ツーリストモデルのインターネット販売再開を求める要望	<p>電気用品安全法・ツーリストモデルの例外承認に関する『例〕「販売の際にパスポートの提示を求め、提示した日本人外国旅行者及び外国人観光客に限り販売する」等。それ以外の方法による場合は、その旨を記載する。』という例示の撤廃を要望いたします。</p> <p>ツーリストモデルは海外向けという性質上、電気用品安全法をクリアできないため、本来、日本国内では流通・販売ができません。その例外措置として「例外承認制度」が用意されていますが、この中に上記の例示がございます。</p> <p>これは、使用者の安全のため、ツーリストモデルが日本国内では使えないことを確実に伝えるための方策の一例として、制定されたものですが、販売方法が対面販売しかなく、またパスポートを所持している方がほとんど存在しなかった40年以上も前のもので、以後、改定されないまま残されているものですが、これを根拠として、昨年末頃よりインターネット販売が規制されています。</p> <p>パスポートの取得が簡便な現代において、パスポートの所持をもって外国人観光客・日本人外国旅行者を判別することは困難です。一方で、インターネット販売でもツーリストモデルであることの掲示や本人確認など、電気用品安全法の趣旨に沿った体制を構築することは十分可能であり、対面販売のみに限定している現行法は、現在のインターネット社会において形骸化していることは疑いようのない事実です。</p> <p>現に、指導を行っておられる経済産業省も、時代遅れな条項であるとしつつ、法執行機関の立場として規制せざるを得ないという状況が伝わってきておりますし、当社がインターネット販売を開始してから15年以上が経ちますが、安全面での問題は全く生じておりません。</p> <p>この規制が実施されて以降、近隣にツーリストモデル取扱店のないお客様には、店舗までのご足労を強要することとなり、インターネット販売の再開を求める声が多数寄せられております。</p> <p>上記のような例示を撤廃、もしくは適宜修正し、インターネット販売に対する規制を撤回していただくよう、ご要望申し上げます。</p>	コウベサコム（株）	経済産業省